

市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（改定版）

## I 気象（暴風を含む警報、特別警報、危険警報）

- 1 当日の午前7時の時点で、当該地域に暴風を含む警報、「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が発表されている場合は、その日は臨時休業とする。
  - 1の2 当日の午前7時以降で幼稚園・学校の登園・登校中または登園・登校後に、当該地域で確実に暴風を含む警報、「特別警報（警戒レベル5）」「危険警報（警戒レベル4）」の発表が見込めるときは、その日は学校長の判断で臨時休業とすることができる。
- 2 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、当該園・当該校の所在する地域に前項に規定する警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、必要に応じ臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行う。
  - 警戒レベル3の大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、または大雪警報のいずれかが発表されている。
  - 避難情報が発表され、当該園・当該校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。
  - 当該校の児童生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関（JR西日本、京阪電車等）が運転を見合わせている。
  - その他、大雨や大雪等の影響により、幼児児童生徒の安全確保が難しい場合。

## II 地震

- 1 前日の幼児児童生徒の降園・下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とする。ただし、当日の登園・登校や園・学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行うことができるものとする。

## III 武力攻撃事態等

- 1 前日の幼児児童生徒の降園・下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とする。ただし、当日の登園・登校や園・学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行うことができるものとする。

## IV 登園・登校中における非常変災・危機等発生時

- 1 幼児児童生徒の登園・登校中に、上記Ⅰ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。
- 2 幼児児童生徒の登園・登校後に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合またはⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。
- 3 幼児児童生徒の降園・下校中に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合またはⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。

## V 熱中症

- 1 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業とする。また、翌日の中学校での部活動も停止とする。（土日祝日、夏季休業中）
  - 2 学校生活や部活動等の熱中症対策については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン（部活動における熱中症対策含む）」によるものとする。
- ※ 「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとする。